

申請書等の署名・押印見直し指針

市民等の利便性向上や行政手続簡素化のため、書面による行政手続等における署名及び押印の見直しについて、基本的な判断基準を示す。

なお、国及び県の法令・条例により署名又は押印が義務付けられているもの（※）については、市の裁量の範囲外であることから、見直し対象から除外する。

- ※ ・地方自治法第234条第5項により記名押印が義務付けられている契約書（協議書、覚書などで双方が記名押印を行う契約書としての性質を備えているような場合を含む）。
- ・本市以外の組織や団体から押印が義務付けられているものを含む。

1 署名又は押印が不要なもの

以下の申請書等においては、署名も押印も不要です。

- （1）施設の利用申込み、閲覧・縦覧の申請書等で、その対象が不特定の者のうち、本人を確認する必要のないもの。
- （2）履歴書、住所変更届、廃業届等で、単に事実・状況を把握することのみを目的としているもの。
- （3）届出等の申請手続で、仮に本人以外が申請した場合でも、本人に不利益が生じることが想定されないもの。

2 署名又は押印が必須であり、省略できないもの

以下の申請書等においては、本人の意思による申請であることを署名又は押印により担保する必要性が高いことから、署名又は押印による本人確認が必要であり、省略することはできません。

- （1）押印を義務付けている入札等に係るもの。
- （2）生活維持や事業継続に関して深刻な影響をもたらす権利の変更等に係るもの。
例）千葉市債権者登録届出書、委任状
- （3）申請書の添付書類として本人以外が作成する診断書、意見書、証明書などの書類で、当該書類の記載が作成者の意思によるものであることを署名又は押印により担保する必要性が高いもの。

3 署名又は押印を省略できるもの

- （1）以下の申請書等においては、署名又は押印による本人確認が必要であったとしても、その趣旨を代替する措置を講じることで、署名又は押印を省略することができます。
 - ・「1 署名又は押印が不要なもの」及び「2 署名又は押印が必須であり、省略できないもの」のいずれにも該当しない申請書等。
- 例）見積書、請求書

(2) 署名又は押印を省略する場合においては、以下に例示するような措置を講じるものとします。

なお、いずれの措置を講じるかについては、相手方との関係性を考慮して判断してください。

- ・継続的な関係に基づく確認
- ・手続の一連の過程における確認
- ・身分証等の提示による確認
- ・本人しか知り得ない事項を確認

(3) 署名又は押印を省略した場合、万が一の紛争に備え、代替措置の内容を記録してください。